「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現に向けた提案・要望

＜重点政策に関する提案・要望＞

Ⅰ　経済の再生に向けた提案・要望

通商産業政策の地方分権化

要望先：内閣府・総務省・農林水産省・林野庁
経済産業省・資源エネルギー庁
国土交通省・環境省

県担当課：産業労働政策課・農業政策課
環境政策課・温暖化対策課
資源循環推進課

日本が活力を取り戻すためには、経済の再生が最優先課題である。これまで通商産業政策については、国が主体となって進められてきたが、少子高齢化やグローバル化が進む中、都道府県がより主体的・積極的に取り組み、施策を展開する「通商産業政策の地方分権化」を進めることが必要である。

1 中小企業支援等の地方への移譲

内閣府・経済産業省

中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務については、中小企業と距離が近い地方に移譲すること。

◆現状・課題

- 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
- このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- 全国知事会では、経済産業局の中小企業支援等の事務については、地方への事務移譲を早期に進めるべきと主張してきたが、国は、国が先導的役割を担うべきこと、全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要、都道府県単位では専門の人材や十分な事務量を確保できず非効率、全国どの地域においても統一的な事務処理がされることが必要、全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要等の理由から、地方への移譲はできないと主張している。
- 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

◆提案・要望の具体的内容

現在、経済産業局が行っている中小企業支援等の事務・権限を都道府県に移譲すること。

〔移譲事務の例〕

- 精密加工や表面処理等の中小企業の技術分野の向上につながる取組
- 地域住民のニーズに応えて行う商店街活性化の取組
- 小規模事業者が商工会議所・商工会と一体となって取り組む販路開拓など

○国の動向等

◇制度改正等の状況

【内閣府】

・　地方分権改革に関する提案募集に関して、平成 26 年８月１日に第 16 回地方分権改革有識者会議・第１回提案募集検討専門部会合同会議が開催された。

・　その結果、埼玉県が提案した「中小企業支援等の地方への移譲」に関する６項目のうち、１項目が「これまでに議論されてきているが、その後の情勢変化等のある事項であって、特に重要なもの」とされ、他の５項目が「これまで議論されてきており、その後の情勢の変化等のない事項」と区分された。

・　今後、地方六団体や所管府省からのヒアリングを経て、12 月中旬の閣議で対応方針が決定される。

2 農地転用許可権限の移譲

内閣府・農林水産省

２ha 超４ha 以下の農地転用許可の際行うこととされている農林水産大臣への協議を廃止すること。

また、４ha 超の農地転用許可の権限については農林水産大臣から地方に移譲すること。

◆現状・課題

- ２ha 超４ha 以下の農地転用許可については、都道府県知事から農林水産大臣への協議制とされている。このため、県で審査を行った後で国において再度同様の協議を行うなど、二重行政の状態となっており、事業者の事務的な負担が大きいとともに、審査期間が長期化している
- ４ha 超の農地転用は農林水産大臣許可となっているため、自治体がもつ他法令許可等との確認・調整作業に多くの時間を要し、審査期間が長期化している。
- 県では、２ha 超４ha 以下の転用許可権限が移譲された平成 10 年 11 月から平成 25 年末までの間に、大臣許可案件の調整を 24 件、２ha 超４ha 以下の知事許可案件を 28 件処理しており、権限の移譲を受けても、法を適正に運用し、事務処理を行う十分な能力を備えている。
- 農林水産省は、「大規模な農地の転用許可については、農地がまとまって失われるだけでなく、集団的な優良農地において、周辺農地の無秩序な開発を招くおそれがあることなど影響が大きく、国レベルの視点に立った判断を行うことが必要」との見解を示している。

◆提案・要望の具体的内容

- スピードを重視する企業ニーズに対応し、優良農地の確保と地域経済の活性化を両立させるために、２ha 超４ha 以下の農地転用については農林水産大臣協議を廃止すること。
- また、４ha 超の農地転用許可の権限を地方に移譲すること。
  ただし、優良農地の確保の重要性を考慮すると、国レベルの視点からの考察も必要と思われるため、地方自治法第 245 条の５に規定する是正の要求の対象に２ha 超の案件も含まれるよう農地法第 59 条を改正するなど、国が関与する権限を留保すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況

【内閣府】

- 地方分権改革有識者会議において農地・農村部会が開催され、農地転用許可権限の移譲を含む農地制度について検討がなされている。

【農林水産省】

- 「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）において、「施行後５年（平成 26 年）を目途として、地方分権の観点及び農地の確保の観点から、農地の確保のための施策の在り方等とともに、農地転用事務の実施主体や国の関与等の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」ことが定められたことを受け、「農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方との協議の場の実施要領」（平成 26 年６月）を制定し、地方農政局の管轄区域ごとに協議の場を設けることとなった。

3 分散型エネルギー社会の構築

総務省・農林水産省・林野庁・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

地域におけるエネルギーの自立性を高めるため、分散型エネルギーシステムの核となるコージェネレーションシステム、バイオマスのエネルギー利用などの技術開発を促進すること。また、地方公共団体による分散型エネルギー社会構築のための取組を支援すること。

究極の低炭素分散型エネルギー社会を目指し、燃料電池等を活用する水素エネルギーの取組も支援すること。

◆現状・課題

- 地域の特性をいかした分散型エネルギー社会の構築は、エネルギーの安定供給を確保するとともに地域に新しい産業を起こし経済活性化にもつながる重要な政策課題である。
- コージェネレーションシステム（電熱併給システム）は、分散型エネルギーシステムの一つとして、災害時の自立電源の確保や節電・電力ピーク対策に有効である。しかし、イニシャルコスト等が大きいため、特に中小規模事業所においては、導入が進んでいない状況にある。
- 廃棄物をエネルギー資源として活用するバイオガス化事業については、国の補助による技術開発も行われているものの施設整備費用が多額にのぼるほか、廃棄物の分別収集の徹底が必要になることから、自治体においては導入が拡大していない状況にある。
- 水素エネルギー社会の家庭部門における先駆けとして、平成 21 年に家庭用燃料電池「エネファーム」が市場投入された。平成 32 年に 140 万台、平成 42 年に 530 万台の導入目標が設定されたが、設置費用が高額である等の理由から、平成 25 年度末の段階で約７万台の設置にとどまっている。

◆提案・要望の具体的内容

- コージェネレーションシステム普及の課題であるイニシャルコスト及びランニングコストの更なる低減のため、技術開発やシステムを導入する中小企業に対する支援を拡充すること。
- コージェネレーションシステムの余剰電力の売電制度を創設するなど、エネルギーの地産地消を進めるための新たな制度の導入を検討すること。
- 廃棄物を対象としたバイオガス化事業は、災害時の電源確保やCO_2削減など導入効果が大きいことから、自治体における取組を加速する必要がある。バイオガス化施設整備は循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の範囲に含まれているが、ガス貯留施設や発電施設なども補助対象とするほか、交付率のかさ上げなど財政的支援を拡充すること。
- 下水汚泥等のバイオマスエネルギーを普及・拡大していくためには、技術開発や経済性などの観点から、事業手法や投資価値等の検証を行う必要がある。そのため、事業化可能性調査や事業化のための実証等について財政的支援を行うこと。
- 「エネファーム」の普及に向けて、更なる低コスト化と発電効率の向上など研究開発を支援するとともに、設置者に対する財政的支援を拡充すること。

○国の動向等

◇概算要求状況

【環境省】

・　先導的「低炭素・循環・自然共生」地域創出事業（グリーンプラン・パートナーシップ事業）
7,800 百万円（26 年度：5,300 百万円）

・「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業　450 百万円（新規）

・　低炭素社会の実現に向けた中長期的温室効果ガス排出削減工程検討及びボトルネック解消等調査費　552 百万円（26 年度：450 百万円）

・　地域循環型バイオシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）
900 百万円（26 年度：800 百万円）

・　防災拠点等公共施設への再生可能エネルギー等導入推進事業（グリーンニューディール事業）
11,800 百万円（26 年度：22,000 百万円）

・　廃棄物発電の高度化支援事業　218 百万円（26 年度：102 百万円）

・　自立・分散型低炭素エネルギー社会構築推進事業　1,350 百万円（26 年度：700 百万円）

・　循環型社会形成推進交付金（公共）（浄化槽分を除く）
68,419 百万円（26 年度：44,546 百万円）

【経済産業省・資源エネルギー庁】

・　エネルギー使用合理化等事業者支援補助金　750 億円（26 年度：410 億円）

・　住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業費補助金　150 億円（26 年度：76 億円）

・　民生用燃料電池（エネファーム）導入支援補助金　150 億円（新規）

◇制度改正等の状況

・　低炭素化設備の普及のための世代間資産移転促進に関する非課税措置（贈与税）（新規）

・　環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）（法人税、所得税）　（延長）

・　コージェネレーションに係る課税標準の特例措置（固定資産税）　（延長）

規制改革

要望先：内閣官房・内閣府・警察庁・総務省
消防庁・財務省・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省
環境省

県担当課：改革推進課・環境政策課
温暖化対策課

規制改革は、地域経済を活性化し日本経済を持続的成長路線にのせるカギである。地域の実情や課題に精通した地方から積極的な提言等を行い、企業活動等の支障になっている規制を打ち破り、企業等の創意工夫を引き出し経済活動を押し進めていく。

4 地域からの経済成長を産み出すための構造改革特区制度の推進

内閣府・総務省・財務省等各府省

地域からの提案に基づいて大胆な規制緩和を行い、地域の活性化や経済成長を産み出していくため、構造改革特区制度を強力に推進すること。

制度運営に当たっては、地域の提案する規制改革を最大限に尊重し、規制の特例措置を大幅に拡充させること。

構造改革特区における規制緩和提案への対応に当たっては、関係する府省や自治体、有識者等が公開の場で議論を行うなど地方の意見を十分に反映できる仕組みをつくること。

◆現状・課題

- 構造改革特区制度は、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げている実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して緩和等することにより地域を活性化させることを目的として平成 14 年に創設された。
- 地方公共団体等は内閣府を通じて関係省庁に規制改革の提案を行い、国は特区で実施する規制改革の項目（特区メニュー）を決定する。
- 規制改革の項目決定後、地方公共団体は国に特区申請を行う。
- 特区で実施する規制改革の項目となるためには、関係省庁の了承が不可欠であること等から、採用率が極めて低い状況となっている。

○提案の採用状況等

全国			埼玉県		
提案数 (a)	うち特区等で対応 (b)	採用率 (b/a)	提案数 (a)	うち特区等で対応 (b)	採用率 (b/a)
5,370	775	14.4%	38	13	34.2%

◆提案・要望の具体的内容

- 地方公共団体等が行う規制改革の提案を政治主導で積極的に実現すること。

○国の動向等

◇制度改正等の状況　　要望に係る制度改正等の動きなし

5 国家戦略特区（先端産業創造特区）の指定による規制緩和等の推進【新規】

内閣府

日本の経済再生には、地方の創意工夫ある主体的な取組を国と地方が力を合わせて推進していくことが必要である。

本県では、ナノカーボンやライフサイエンス、環境・新エネルギーなど今後成長が期待される先端産業の創造に向け「先端産業創造プロジェクト」を進めている。このプロジェクトを一層加速させるため、「先端産業創造特区」を「国家戦略特区」に提案している。

本県には、我が国を代表する研究機関や大学が集積しており、高度な技術を有する人材が豊富である。また、充実した交通網や巨大マーケットに近接するなど、先端産業の集積拠点として極めて高いポテンシャルがある。

「先端産業創造特区」を強力に推進するため、国家戦略特区に指定し規制緩和等を積極的に推進すること。

◆現状・課題

- 国家戦略特区は、内閣総理大臣主導で国の成長戦略を実現するため、大胆な規制改革等を実行する突破口として位置づけられた。
- 地方公共団体等が産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資する具体的な事業に関する提案を行い、国が地域を指定して規制緩和等を推進する。
- 現在、東京圏、関西圏、新潟県新潟市、兵庫県養父市、福岡県福岡市、沖縄県の６地域が国家戦略特区に指定されている。
- 今年度の国の提案募集において、本県は「先端産業創造特区」を提案した。

○「先端産業創造特区」の主な実施事業と規制緩和等提案項目

(1)医療機器産業の拡大・集積

・高度管理医療機器における治験制度の見直しなどによる医療機器製造販売承認の簡略化（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

・医療機器製造販売業における品質保証責任者等の従事経験要件の緩和などによる新規参入の促進(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

(2)既成住宅地等に適用できるスマートグリッド蓄電システムの開発・普及

・スマートグリッドシステムを構築・普及させるため一定戸数のエリアにおける電力融通の自由化（電気事業法）

(3)先端産業集積用地の整備

・農地転用権限の知事への移譲（農地法）

（2ha 超 4ha 以下の農地転用の際の知事から農林水産大臣への協議廃止。4ha 超の農地転用権限を農林水産大臣から知事に移譲。）

・市街化区域編入手続の簡素化（都市計画法）

（国土交通大臣・農林水産大臣協議、国土交通大臣同意の廃止）

・学校施設等を先端産業研究施設等へ転用するための用途制限の緩和手続の簡略化（都市計画法・建築基準法）　（国土交通大臣承認の廃止）

・法人税の特別償却や税額控除の対象拡大など支援措置の充実(租税特別措置法)

◆提案・要望の具体的内容

- 「先端産業創造特区」を強力に推進するため、国家戦略特区に指定し規制緩和等を積極的に推進すること。

6 水素供給インフラ整備に関する規制緩和等

内閣府・総務省・消防庁・経済産業省
資源エネルギー庁・国土交通省・環境省

新たなエネルギー媒体として期待される水素について、十分な安全性を確保しつつ、規制緩和を早急に進めること。また、技術開発及びインフラ整備に対する財政支援を拡充すること。

◆現状・課題

・　究極のクリーンエネルギーである水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、燃料電池自動車の普及など具体的な取組を加速させていかなければならない。

・　平成 27 年、大手自動車メーカーにより燃料電池自動車が一般市場に投入される。燃料となる水素については、平成 25 年度から首都圏をはじめとする４大都市圏で民間主導により商用水素スタンドの整備が進められている。

　しかし、高圧ガス保安法や消防法をはじめとする規制が水素スタンド整備のコストを過大なものにしており、整備促進のネックとなっている。

・　燃料電池自動車は低炭素モビリティとしての価値だけでなく、外部給電機能を持つことから災害時等における移動式の電源としての活用も期待される。しかし車体価格が極めて高額であることから、一般家庭への普及には相当の時間を要すると懸念される。

・　燃料電池の発電効率は、化石燃料の改質で製造する水素ではない「純水素」を使うことで更に向上する。しかし、高圧ガス保安法等の規制により、純水素の供給拠点となる水素貯蔵所と水素パイプラインの整備は大変困難な状況にある。

◆提案・要望の具体的内容

・　商用水素スタンドの整備に当たっては十分な安全性の確保を前提に、高圧ガス保安法等の法規制について欧米レベルを目安とする緩和を早急に実現すること。水素供給インフラ整備に対する補助制度や固定資産税の特例制度等の財政的支援を拡充すること。

・　外部給電に係る電気事業法等の規制について必要な緩和を行うとともに、国において防災基本計画等での位置付けを明確にすること。都市防災インフラの１つとして導入を進める地方公共団体に対して財政的支援を行うこと。また、燃料電池自動車の購入に対する財政的支援を行うこと。

・　「純水素」を活用できる環境を作るため、高圧ガス保安法等に対する必要な規制緩和を行うとともに、水素パイプライン等の供給インフラの整備に係る技術実証の取組を支援すること。

・　製造・貯蔵・輸送等に係る技術や固体酸化物型などの発電効率の高い次世代型燃料電池に係る技術の開発に対する財政的支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況

【環境省】

・　再エネ等を活用した水素社会推進事業　30 億円（新規）

【経済産業省】

・　民生用燃料電池（エネファーム）導入支援補助金　150 億円（新規）
・　クリーンエネルギー自動車導入促進対策費補助金　300 億円（26 年度：300 億円）
※燃料電池自動車を対象に追加
・　水素供給設備整備事業費補助金　110 億円（26 年度：72 億円）
・　水素利用技術研究開発事業　45 億円（26 年度：33 億円）
・　未利用エネルギー由来水素サプライチェーン構築実証事業　38 億円（新規）
・　燃料電池利用高度化技術開発実証事業　40 億円（新規）
・　新エネルギー技術等の安全な普及のための高圧ガス技術基準策定委託費
0.9 億円（26 年度：0.9 億円）
・　水素ネットワーク構築導管保安技術調査事業費　1.1 億円（26 年度：1.1 億円）
・　革新的水素エネルギー貯蔵・輸送等技術開発　17.5 億円（26 年度：16 億円）

【国土交通省】

・　クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金（再掲）300 億円（26 年度：300 億円）
※燃料電池自動車を対象に追加
・　地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
5 億円（26 年度：3.11 億円）

◇制度改正等の状況

・　市街地における水素保有量の規制の撤廃（平成 26 年 7 月 1 日施行）
・　地方分権に関する提案（水素ステーションの着実な規制緩和）に対し、経済産業省等から提案内容を実施する旨回答（平成 26 年 8 月 29 日）
・　低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）　（拡充・延長）

7 次世代自動車等の普及に向けた規制改革等の推進

経済産業省・資源エネルギー庁・国土交通省・環境省・警察庁

電気自動車等の普及を加速するため、車両購入者への支援策の拡充や充電インフラ等の整備を推進するとともに、燃料電池自動車などの新たな車両の普及を円滑に進めるなど、規制緩和や制度見直しを始めとした総合的な対策を一層進めること。

◆現状・課題

- 本県の二酸化炭素排出量の約４分の１が自動車からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない次世代自動車の普及が必要である。
- 国は平成 24 年度補正予算で電気自動車等の充電インフラ整備として、1,000 億円超の補助事業を創設し、募集期間も当初予定から 1 年間延長し平成 27 年２月までとした。
- また、電気自動車等の購入補助については、平成 26 年度予算で 300 億円規模を維持し、自動車メーカーに対し価格低減のインセンティブを与えるよう制度を見直した。
- 自動車関係税制については、消費税率改定に伴う自動車取得税や自動車税の抜本的見直しや、環境性能に応じた車体課税のあり方について検討が進められている。
- 究極のエコカーと期待される燃料電池自動車が、平成 27 年に市場投入される見込みである。平成 25 年度から、燃料となる水素の商用スタンド整備が進められているが、高圧ガス保安法や消防法を始めとする法規制がインフラ整備コストに大きな影響を及ぼしており、整備の遅れが懸念されている。

〔県内の電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）及び急速充電器の普及状況

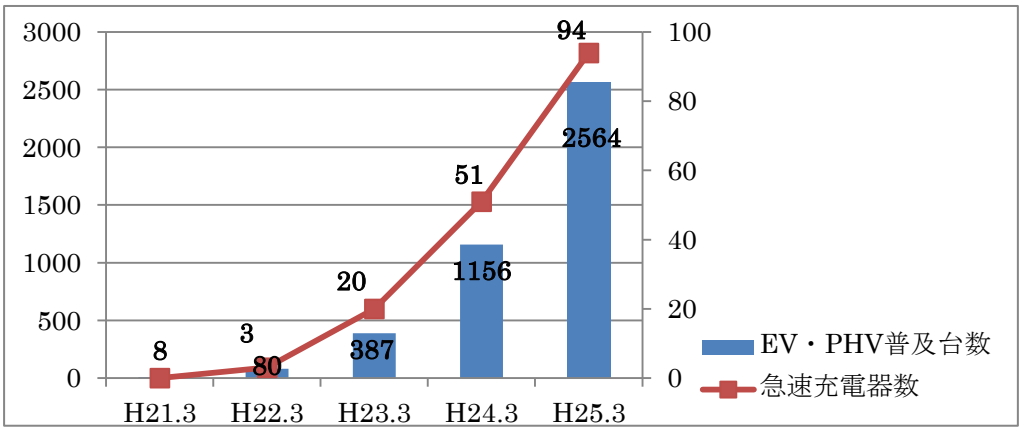

◆提案・要望の具体的内容

○電気自動車等の普及推進

①同一敷地内における複数の電気需給契約に関する電気事業法特別措置の適用範囲を急速充電器のみではなく普通充電器へも拡大すること。

②電気自動車等用充電器の需要が大きく見込まれる都市公園等への設置をより一層進めるため、電気自動車等用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けるなどの法整備をすること。

③電気自動車等の購入及び充電インフラ整備のための補助等の支援制度を継続・拡大すること。

○燃料電池自動車の普及推進

①十分な安全性の確認を前提に、高圧ガス保安法などの法令について、欧米並みの規制レベルへの緩和を早急に実現すること。

②商用スタンドの整備に対する財政的支援を拡充すること。

③燃料電池自動車の購入に対する財政的支援を行うこと。

○国の動向等

◇概算要求状況

【経済産業省】

- クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金　300 億円（26 年度　300 億円）
- 水素供給設備整備事業費補助金　110 億円（26 年度　72 億円）

【国土交通省】

- 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進
  5 億円（26 年度　3 億 1,100 億円）
- 超小型モビリティの導入促進　2 億 100 万円（26 年度　2 億 100 万円）